

原子力委員会
原子力防護専門部会（第15回）
議事要旨

1. 日 時 平成21年12月11日（金）10時00分～12時00分
2. 場 所 中央合同庁舎4号館12階 共用第1214特別会議室
3. 出席者
委員：内藤部会長、青山委員、伊藤委員、川上委員、交告委員、東嶋委員、中込委員、山本委員
オブザーバー：板橋 功（（財）共生政策調査会）
原子力委員：近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、伊藤委員
事務局：中村参事官、淵上企画官他

4. 議 題

- (1) 核セキュリティに関する最近の動きについて
- (2) IAEA核セキュリティ基本文書について
- (3) 今後の原子力防護専門部会の進め方

5. 議事概要

- (1) 核セキュリティに関する最近の動きについて
事務局より核セキュリティに関する最近の動きについて説明がなされた。
- (2) IAEA核セキュリティ基本文書について
事務局よりIAEA核セキュリティ基本文書について説明がなされ、その後、質疑応答がなされ、意見が述べられた。主な内容は以下のとおりである。
 - ・我が国の関係法令での核物質及び放射性物質の範囲において、放射性廃棄物はどこに該当するかについては、ガラス固化体の場合、内部に防護対象物質が含まれていることで防護対象となっている。
 - ・ウランはもちろん、核分裂片も、使用済み燃料に入っている放射性物質も全て核燃料物質において汚染されたものということ

で、炉規法で規制されている。

- “Graded Approach”を“段階的手法”と訳した場合、炉規法の段階的規制と混同する。ここではProportionalな措置であることからこれを勘案し適切な邦訳を検討すべき。
- 基本文書に強制力を持たせる動きについては、今のところないが、協定や条約に引用された場合、事実上強制力を持つ可能性がある。
- IAEAの勧告文書では、通常shall文で書かれていたりするが、基本文書の表現がそうになっていないのは、冒頭で“適用すべき”と一括して述べるかたちになっているためである。
- 基本文書で国際協力及び支援が盛り込まれている関連で、WINSの活動との関係については、WINSがベストプラクティスの共有が目的であるため、必ずしも国際協力の全てがカバーするわけではないが、1つの役割を担うと思われる。我が国は今後もその動きを注視していく予定。
- 今後、3つの勧告文書が発行された場合の対応について、我が国としての方針が必要と考えられるが、それは、ここで検討し報告書に盛り込むこととなると思われる。

(3) 今後の原子力防護専門部会の進め方

事務局より今後の原子力防護専門部会の進め方について説明がなされ、その後、審議が行なわれ、IAEAの基本文書を参考に、3勧告文書のエッセンスも取り込みつつ、我が国の原子力防護の基本的考え方について取りまとめた部会報告書の検討を行なっていくことが確認された。

以 上